

# 令和8年度 納付手引

## ○提出期限：令和8年1月16日（金）まで

※法定提出期限は、令和8年2月2日（月）ですが、早期提出にご協力願います。

## ○提出に当たっての留意点

- \* 用紙は、同封の指定番号、所在地、名称等の印字された給与支払報告書（総括表）を使用してください。
- \* **玉野市から送付する総括表以外を使用する際は、同封の給与支払報告書（総括表）に記載された指定番号（7桁の番号）を必ず転記してください。**
- \* 給与支払報告書（個人別明細書）は、従業員一名につき**1枚のみ**提出してください。
- \* 特別徴収税額決定（変更）通知書の電子化に伴い、書面による受取を選択された場合は、eLTAX での電子データ（副本）の送付はできません。
- \* **令和7年度より、光ディスクで給与支払報告書を提出した場合に、特別徴収税額決定通知書（電子データ）を光ディスクに記録して返却できません。**
- \* 特別徴収税額決定（変更）通知書の電子データでの受取を希望する場合は、eLTAX にて給与支払報告書を提出してください。

## ○提出方法

### （1）電子データによる提出

eLTAX 又は光ディスクにより提出してください。

昨年、税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が 100 枚以上の給与支払者は、電子データによる提出が法令上義務付けられています。

※なお、令和9年1月1日以降提出分より電子データによる提出基準が「100枚以上」から「30枚以上」に引き下げられますのでご注意ください。

	提出方法	税額通知の受取方法
eLTAX	eLTAX を通じて、電子データで提出できます。	特別徴収義務者用、納税義務者用とともに、 <b>受取方法を電子または書面から選択していただけます。</b>
光ディスク	光ディスクを窓口に持参、または郵送で提出していただきます。	特別徴収義務者用、納税義務者用とともに、 <b>書面で送付いたします。※光ディスクへ記録して返却はできませんのでご注意ください。</b>

### （2）書面による提出

以下のとおりの順に重ねてクリップで留めて提出してください。（ホッチキスは使用不可です）

また、給与支払報告書（個人別明細書）はホームページからダウンロード、または税務課窓口にてお受け取りください。

- ① 総括表…同封しているものを使用（玉野市様式以外の場合は指定番号を転記してください）
- ② 個人別明細書（特別徴収対象者分）…受給者 1 名につき 1 枚提出
- ③ 普通徴収切替理由書…特別徴収できない理由に該当する受給者がいる場合に提出
- ④ 個人別明細書（普通徴収対象者分）…特別徴収できない理由に該当する受給者 1 名につき 1 枚提出  
※摘要欄への記号又は略語の記入をしたもの